

ニ由リ孰レモ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベシ

ト思料ス

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十六年十一月五日

書記官長

議長宛

昭和十六年十一月二十一日

委員長石井顧問官

委員有馬顧問官

石塚顧問官

南顧問官

奈良顧問官

二上顧問官

小幡顧問官

竹越顧問官

伊澤顧問官

共産「インターナショナル」ニ對スル協定ノ效力延長ニ關スル日本國「ドイツ國」「イタリア國」「ハンガリー」國滿洲國及「スペイン」國間議定書締結及右協定ノ秘密附屬協定ノ廢止ニ關スル日本國「ドイツ國」間秘密公文交換ノ件審査報告

秘 密 院

心國間秘密公文交換ノ外奉命致書

秘結及右協定ノ秘密附屬協定ノ廢止ニ關スル日本國「イタ

リ」國「ドイツ」國「ソビエト」國「フランス」國「イギリス」國「アメリカ」國「日本」國「

共産」國「インターナショナル」ニ對スル協定ノ廢止ニ關スル日本國「イ

タリ」國「ドイツ」國「ソビエト」國「フランス」國「イギリス」國「アメリカ」國「日本」國「

共産」國「インターナショナル」ニ對スル協定ノ廢止ニ關スル日本國「イ

タリ」國「ドイツ」國「ソビエト」國「フランス」國「イギリス」國「アメリカ」國「日本」國「

共産」國「インターナショナル」ニ對スル協定ノ廢止ニ關スル日本國「イ

タリ」國「ドイツ」國「ソビエト」國「フランス」國「イギリス」國「アメリカ」國「日本」國「

共産」國「インターナショナル」ニ對スル協定ノ廢止ニ關スル日本國「イ

タリ」國「ドイツ」國「ソビエト」國「フランス」國「イギリス」國「アメリカ」國「日本」國「

共産」國「インターナショナル」ニ對スル協定ノ廢止ニ關スル日本國「イ

秘

共産「インターナショナル」ニ對スル協定ノ

效力延長ニ關スル日本國「ドイツ」國「イタ

リア」國「ハンガリー」國「滿洲國」及「スペイン」

國間議定書締結及右協定ノ秘密附屬協

定ノ廢止ニ關スル日本國「ドイツ」國間秘

密公文交換ノ件審査報告

今回御諮詢ノ共産「インターナショナル」ニ對スル

協定ノ效力延長ニ關スル日本國「ドイツ」國「イタ

リア」國「ハンガリー」國「滿洲國」及「スペイン」國間議

定書締結及右協定ノ秘密附屬協定ノ廢止ニ關

秘

スル日本國「ドイツ」國間秘密公文交換ノ件ニ付
本官等審査委員ヲ命ゼラレ本月二十一日委員
會ヲ開キ當局大臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽キ以
テ之ガ查覈ヲ遂ゲタリ
當局大臣ノ説明ニ依レバ昭和十一年十一月二
十五日伯林ニ於テ日獨兩國間ニ締結セラレタ
ル共產「インターナショナル」ニ對スル協定ハ同十
二年十一月六日原署名國トシテ伊太利國之ニ
參加シ次デ洪牙利國、滿洲國及西班牙國ノ參
加ヲ見タルガ同協定ニ於テハ其ノ效力ヲ五年

トシ且締約國ハ右期間滿了前爾後ニ於ケル締
約國協力ノ態様ニ付了解ヲ遂グベキコトヲ
規定シタリ而シテ右ノ期間ハ本年十一月二十
四日ヲ以テ滿了スルコトト爲レリ然ルニ本年
三月偶々松岡外務大臣獨逸國ヲ訪問スルヤ
同大臣ニ對シ獨逸國外務大臣ヨリ獨逸國ハ前
記協定ノ效力延長ヲ希望スル旨ノ内意ヲ傳フ
ル所アリシガ十月二十四日ニ至リ在京獨逸國
大使ヨリ正式ニ右協定ノ期間ヲ更ニ五年間延
長シタキ旨提議シ來リ次デ同月二十七日在

京伊太利國大使ヨリ同國政府モ亦右ニ關シ獨
逸國政府ト同意見ナル旨申入レタリ帝國政府
ニ於テハ共產「インタル」ニ對スル協定
ノ目的トスル共產主義的破壊ニ對スル防衛ノ
爲ノ協力が前記協定締結後五年ヲ經タル今日
ニ在リテモ尚益々其ノ必要ノ痛感セラルル所
ナルニ鑑ミ同協定ノ效力延長ニ關スル交渉ヲ
開始スルヲ適當ト認メ十月三十日在京獨伊兩
國大使ニ對シ兩國政府ノ申入ニ同意ナル旨回
答スルト共ニ細目ノ交渉ヲ伯林ニ於テ行ハシ

ムルコトト爲シタリ爾來日獨伊三國間ニ折衝
ヲ續ケタル結果本件議定書ノ成案ヲ得更ニ三
國共同シテ洪牙利國滿洲國及西班牙國ニ對シ
本協定ノ效力延長ヲ申入レ各國ノ同意ヲ得タ
ルヲ以テ茲ニ本件議定書ハ右六國政府代表者
ノ署名ヲ見ルコトト爲レリ次ニ共產「インタル」
十シヨナルニ對スル協定ノ秘密附屬協定ハ日
獨兩國間ニノミ存スルモノナルガ獨逸國政府
ハ前記協定ノ效力延長ヲ提議セル際秘密附
屬協定ノ效力ハ延長セザルコトトシタキ旨申

添へタリ帝國政府ニ於テハ右秘密附屬協定
ハ其ノ締結當時ニ比シ國際情勢ニ多大ノ變化
アリテ今日之ヲ存續スルノ理由ナキニ至レル
ヲ認メ右獨逸國側ノ提議ニ同意スルコトトシ
其ノ趣旨ノ本件秘密交換公文案ヲ作成シ議定
書署名ト同時ニ之ヲ交換スルコトト爲サント
ス今各取極ノ要旨ヲ述ブレバ左ノ如シ

第一 議定書

現行協定ニ於テハ締結國ハ共產「インターナ
ショナル」ノ活動ニ付相互ニ通報シ必要ナル防

衛措置ニ付協議シ且緊密ナル協力ニ依リテ
該措置ヲ達成スベキコト(第一)及共產「インター
ショナル」ノ破壊工作ニ依リテ國內ノ安寧
ヲ脅カサルル第三國ニ對シ本協定ノ趣旨ニ
依ル防衛措置ヲ執リ又ハ本協定ニ参加セン
コトヲ共同シテ警告スベキコトヲ約シ(第二)
本協定ノ有効期間及爾後ノ措置等(第三)ヲ定
メ別ニ附屬議定書ヲ以テ右ノ防衛措置ニ關
スル各國當該官憲ノ協力方法其ノ他協定實
施上ノ細目ニ關シ若干ノ條規ヲ設ケタルガ

本件議定書ハ其ノ前文ニ於テ日、獨、伊、洪、滿、西
ノ六國政府ハ共產「イ」ンタ「リ」ナシヨナルノ活動
ニ對スル防衛ノ爲相共ニ締結シタル協定ノ
最モ效果的ナリシコトヲ認メ且右共同ノ敵
ニ對スル緊密ナル協カヲ爲スコトガ右諸國
ノ一致セル利益ナルコトヲ確信シテ該協定
ノ有効期間ヲ延長スルコトニ決シタル旨ヲ
掲ゲ其ノ本文ニ於テ(一)右ノ共產「イ」ンタ「リ」ナ
シヨナルニ對スル協定ハ千九百四十一年(昭和
十六年)十一月二十五日ヨリ五年間延長セラ

ルベキモノトシ(條一)(二)日獨伊三國政府ノ勸
誘ニ依リ右協定ニ參加セントスル諸國ハ其
ノ參加宣言ヲ文書ヲ以テ獨逸國政府ニ通達
スルコトトシ同國政府ハ之が受領ノ旨ヲ他
ノ締約國政府ニ通報スベク而シテ此ノ參加
ハ獨逸國政府が參加宣言ヲ受領シタル日ヨ
リ效力ヲ生ズルモノトシ(條三)(三)本議定書ハ
日本文、獨逸文及伊太利文ヲ以テ作成セラレ
其ノ各本文ヲ以テ正文トシ署名ノ日ヨリ實
施セラルベク締約國ハ前記五年ノ期間滿了

前適當ノ時期ニ於テ爾後ニ於ケル協力ノ態
様ニ付了解ヲ遂グベキ旨(條三)ヲ定メタリ

第二 秘密交換公文

曩ニ共產「インターナショナル」ニ對スル協定締
結ニ當リ兩國政府間ニ「ソヴィエト」聯邦ノ武
力ニ依ル壓迫ニ對スル共通ノ利益ヲ擁護ス
ル目的ヲ以テ秘密附屬協定ヲ取極メ締約國
ノ一方ガ「ソ」國ヨリ挑發ニ因ラズシテ攻撃又
ハ攻撃ノ脅威ヲ受クル場合ニ於テハ他ノ一
方ハ「ソ」國ノ地位ニ付負擔ヲ輕カラシムルガ

如キ效果ヲ生ズベキ一切ノ措置ヲ講ズルコ
トナク締約國ハ其ノ共通ノ利益ヲ擁護スル
爲執ルベキ措置ニ付直ニ協議スベキコト(條二)
締約國ハ本協定ノ存續中相互ノ同意アルニ
非ザレバ「ソ」國トノ間ニ本協定ノ精神ト兩立
セザル一切ノ政治的條約ヲ締結セザルベキ
コト(條二)及本協定ハ共產「インターナショナル」
ニ對スル協定ト同時ニ之ヲ實施シ且之ト同
一ノ有効期間ヲ有スベキコト(條三)ヲ約シ別
ニ其ノ附録交換公文ヲ以テ本協定ニ所謂政

治的條約ノ意義範圍ヲ定メ(附録第二)又本協定ニ關聯シ既存ノ獨ソ間條約ノ效力ニ關スル解釋ヲ加ヘ(附録第三)更ニ了解事項ヲ以テ本協定ヲ秘密ニ付スベキコトヲ定メタルモノナルガ本案ノ文書ハ日獨兩國政府代表者間ニ往復文書ノ形式ニ依リ右ノ秘密附屬協定及其ノ附録竝ニ了解事項ガ秘密附屬協定第三條ノ規定ニ拘ラズ千九百四十一年十一月二十五日ヲ以テ廢止セラルル旨ヲ定メントスルモノナリ

按ズルニ本案ノ内前者ハ曩ニ日獨伊三國ヲ原署名國トシ爾後滿洲國、洪牙利國及西班牙國ノ參加ヲ見タル共產インターナショナルニ對スル協定ガ其ノ有効期間ヲ滿了スルコトト爲レルニ由リ該協定ヲ更ニ五年間延長センガ爲右六國間ニ議定書ノ形式ニ依リ取極ヲ締結セントスルモノ、後者ハ前記協定ノ締結ニ際シソヴイエト聯邦ノ武力的壓迫ニ對スル共同牽制ノ爲日獨兩國間ニ緊密ナル連繫ヲ設クルコトヲ訂約セル協定等ヲ公文交換ノ形式ニ依リ廢止

セントスルモノニシテ孰レモ現下ノ國際情勢
ニ鑑ミ蓋シ妥當ノ措置ナリト謂フベク其ノ條
項モ亦別ニ支障ノ虞ナキモノト認ム唯共產
ンターナショナルノ目的ハ有ラユル手段ニ依ル
現存國家ノ破壊及暴壓ニ在リテ其ノ各國內ニ
於ケル活動ハ實ニ脅威ニ値スベキモノナルガ
故ニ本協定ノ實施ニ當リ政府當局ニ於テハ之
ガ規定ヲ一層活用シ國內ニ於ケル共產主義運
動ノ徹底的掃蕩ニ努メラレンコト本官等ノ切
ニ希望スル所ナリ仍テ審査委員會ニ於テハ本

案ハ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベキ旨右希
事項ト共ニ全會一致ヲ以テ議決シタリ
右審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十六年十一月二十一日

審査委員長

樞密顧問官子爵石井菊次郎

審査委員

樞密顧問官

有馬

良橘

樞密顧問官

石塚

英藏

樞密顧問官

南

弘

樞密顧問官男爵奈良 武次
 樞密顧問官 二上 兵治
 樞密顧問官 小幡 酉吉
 樞密顧問官 竹越與三郎
 樞密顧問官 伊澤多喜男

樞密院議長原 嘉道殿

昭和十六年十二月十二日

委員長 石塚顧問官 秀

委員 南 顧問官 正 菅原顧問官 五

潮 顧問官 五 深井顧問官 五

二上顧問官 五 三土顧問官 五

伊澤顧問官 五 池田顧問官 五

秘

大藏省官制中改正ノ件外一件審査報告

三三

區 谷 完

高